研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム
「AI ホスピタルを実装化するための医療 AI プラットフォームの構築に必要な技術
に関する研究開発」運用規程

令和５年６月６日
AI ホスピタル推進法人
国立研究開発法人　医薬基盤・健康・栄養研究所

（目　的）

第１条　この規程は、令和４年度第二次補正予算で実施する「研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム」（以下「BRIDGE」という。）「AI ホスピタルを実装化するための医療 AI プラットフォームの構築に必要な技術に関する研究開発」（以下「AI ホスピタル」という。）の運用に関して、BRIDGE 運用指針（平成 29 年５月 29 日ガバニングボード決定、令和４年 12 月 23 日改正）に定めるもののほか、円滑な計画推進と公平公正な運用を行うために AI ホスピタルの専門性に鑑み、本研究開発と Society5.0 との橋渡しプログラム「AI ホスピタルを実装化するための医療 AI プラットフォームの構築に必要な技術に関する研究開発」運用規程（以下「規程」という。）を定める。

（定　義）

第２条　この規程において、「プログラムディレクター（以下「PD」という。）」とは、厚生労働省 PD であって、AI ホスピタルを統括し推進する者をいう。

２　この規程において「AI ホスピタル推進法人」とは、厚生労働省が AI ホスピタルの実施に当たって予算執行、事務手続等の関連する業務のため活用する国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所をいう。

３　この規程において、「AI ホスピタルアドバイザー」とは、厚生労働省が AI ホスピタルの実施にあたって予算執行、事務手続等の関連する業務のため活用する国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所の業務に助言する者をいう。

（委員会）

第３条　AI ホスピタルを専門的見地から評価する委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。必要に応じて、他の委員会の設置を検討する。なお、これら委員会の庶務は、AI ホスピタル推進法人が行う。

（評価委員会）

第４条　評価委員会は、AI ホスピタルに係る、次に掲げる事項をつかさどる。なお、当該委員会の運用に係る規程は別途定める。なお、評価委員会の構成員は、第三者により構成する。

（１）終了時評価（専門的観点からの技術評価及び評価報告書の作成）

（２）その他、必要な評価

（事業マネジメント会議）

第５条　AI ホスピタルの進捗管理、情報共有のため、PD の主催により、「事業マネジメント会議」を開催し、計画の推進に努める。なお、当会議の運営に係る規程は、別途定める。

（AI ホスピタル推進法人）

第６条　AI ホスピタル推進法人は、研究開発等計画の実施に当たって、円滑な計画推進と公平公正な運用のため、AI ホスピタル推進法人の組織を指名又は設置して、PD の指示に基づき次の業務を行う。なお、委託研究開発機関の進捗管理、事業支援、年度評価等のマネジメント業務は、AI ホスピタルアドバイザーと協力して統括することができる。

（１）研究開発等計画及び予算配分計画の策定に係る業務

研究開発等計画案及び予算配分計画案を策定し、PD の承認を受けるものとする。なお、上記計画の変更時も同様とする。

（２）予算執行に係る業務

予算執行に係る業務については、（４）計画の運用に係る業務に規定する管理・運営担当グループの支援を得て AI ホスピタル推進法人 総務部において処理する。なお、AI ホスピタル推進法人が担当する業務の範囲は、AI ホスピタル推進法人が予算を執行する範囲とする。

（３）委託研究開発契約に係る業務

契約に係る業務については、（４）計画の運用に係る業務で規定する管理・運営担当グループの支援を得て AI ホスピタル推進法人 戦略企画部において処理する。

（４）計画の運用に係る業務

計画の運用に関する業務は、AI ホスピタル推進法人 戦略企画部において処理する。なお、計画の推進と公平公正な管理を行うために、次の事務を行う。

ア　管理

第４条で規定する委員会の庶務、報告書等の作成支援、関係省庁に係る事務、（２）及び（３）で規定する業務の支援等の公正公平の観点に基づく客観的な管理に係る業務を専ら行う。

イ　運営

PD、研究責任者等の支援、進捗管理、連携調整、関連事項の調査・分析、事業マネジメント会議、自己点検報告書の作成支援等の AI ホスピタルの計画の積極的な推進に係る事務を専ら行う。

（利益相反）

第７条　AI ホスピタル推進法人は、AI ホスピタル関係者による研究開発計画等の推進に当たって、当該関係者による利益相反による問題を避けるための措置を実施するとともに、当該関係者が利益相反による疑念を持たれかねない場合に説明責任を果たすことができるよう透明性を確保するための必要な手続を実施する。

（各種決裁及び承認）

第８条　AI ホスピタルの運営に伴う事務手続等は、AI ホスピタル推進法人の長が定める。

２　事務手続の処理は、AI ホスピタル推進法人の事務処理規定に準拠して行う。

（雑　則）

第９条　この規程に定めるものの他、AI ホスピタルの運営に関し必要な事項は、PD が定める。ただし、PD の指示に基づき AI ホスピタル推進法人が定めることができる。

第１０条　本規程の有効期間は、AI ホスピタルの実施期間とする。

第１１条　本規程は、変更の必要が生じた場合には随時改定する。